平成２７年（フ）第１１１６２号
東京都品川区平塚３丁目11－３－401
破産者　望月　祥弘
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７２号
東京都杉並区和田１丁目39―13―305
破産者　河畑　弘子（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７８号
東京都板橋区大谷口２丁目36－８　ホワイトハウス４　305
破産者　内田　千津
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７９号
東京都日野市栄町１丁目43－３－201
破産者　西村　一生（旧姓四童子）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８０号
東京都豊島区上池袋１丁目15－１
破産者　貴俵　泰治
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８２号
東京都江東区大島６丁目１－６－702
破産者　長沼　克諭
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１９０号
東京都世田谷区世田谷４丁目15―16―201
破産者　高崎　晴子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２１９号
東京都港区麻布十番２丁目７－５－502
破産者　後藤美有紀
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２６７号
東京都品川区東中延２丁目９－４
破産者　鈴木　　忠
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２８７号
埼玉県戸田市大字新曽357―504
破産者　金森　隼平
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３２０号
東京都羽村市緑ヶ丘５丁目10―39
破産者　加藤　洋志
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３３２号
東京都世田谷区船橋６丁目５－７－604、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区上麻生４丁目26―16
破産者　吉澤　緑樹
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４号
東京都昭島市松原町３丁目６－５－302
破産者　竹部　浩一
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４号
千葉県市川市行徳駅前３丁目15―17―303
破産者　鮒田　純一
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４号
東京都港区六本木２丁目４－13―1505
破産者　宮川　　翔
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９７８号
札幌市北区新川711番地４
破産者　株式会社中一中岡組
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４８０号
千葉県四街道市もねの里３丁目16番11号
破産者　株式会社住宅情報センター
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２３号
大阪市鶴見区今津北４丁目10―11、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区常盤町２丁目３番16号
破産者　日本グッドグッズ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５８号
大阪市大正区平尾５丁目４番７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区平尾５丁目18番12号
破産者　株式会社神栄
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８９号
大阪府東大阪市菱江３丁目13番16号
破産者　ＫＯＵＳＥＩ　ＬＩＮＥ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番14号
破産者　株式会社アオイテクノ
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３６号
大阪市生野区巽南２丁目２番９号
破産者　有限会社興容化成産業社
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部